



特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT

「NPO KEEP LEFT 団体自転車総合保険について」

(2009年度版)

## ○「NPO KEEP LEFT 団体自転車総合保険」について

「NPO KEEP LEFT 団体自転車総合保険」は、自転車の利用時に万が一事故を起こしてしまった場合に、自転車利用者としての社会的責任の一部を果たす事を主たる目的に、特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT が保険契約者となり、(株)損保ジャパンと団体契約している保険です。

本来であれば、自転車にも自動車で義務づけられているような自賠責(自動車賠償責任保険)等の制度があつてしかるべきとの考えにて、当 NPO 法人会員全員が加入する制度を導入致しました。

「自転車の安全、安心、快適な利用」の為、自転車利用者が他人に迷惑をかけない事が第一です。

交通ルールやマナーを守り、万が一の事態でも社会的責任を果たす事が会員の義務と信じております。

## ○当保険への加入について

当法人に入会し、会員(正会員・賛助会員・ボランティア会員のいずれか)(※)になっていただくことで、当保険に加入(被保険者)という形になります。

(※)但し、団体・企業の会員については、代表者一名を特定した場合のみ加入可。その場合は、団体・企業でなく個人として加入という形になります。

(※)会員の種別によって補償内容が異なることはございません。ご自由にお選び下さい。

## ○保険期間について

「2009年10月1日午後4時(※)」から「2010年10月1日午後4時」までの1年間

(※)2009年10月1日以降に当法人に入会された場合は、中途加入という形になります。

### 【中途加入の場合】

中途加入の場合は、毎月末日までに当法人に入会された方については、「入会日(※)の翌々月1日」から「2010年10月1日午後4時」までとなります。

(例)2009年10月15日に入会された場合は、同年12月1日から2010年10月1日までとなります。

(※)入会日とは、入会金・年会費の入金を確認でき、入会手続きが完了した時点を指します。

## ○保険の対象となる方

保険の対象となる方(以下「被保険者」といいます。)は、個人の会員の方であれば会員本人、団体・企業の会員の場合は代表者一名となります(※)。

(※)当法人が発行する「会員証兼団体自転車総合保険証」の「被保険者名」欄に被保険者となる方のお名前を記載致します。

## ○保険金が支払われる場合

被保険者が、日本国内において以下のような事故にあわれた場合に保険金が支払われます。

### 【傷害事故の場合】

- 日本国内において、自転車（※）に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ

（例）脇見運転の対向自転車とすれ違う際、ハンドルが接触し転倒、負傷した。

自転車横断帯を走行中、左折してきた自動車に巻き込まれ転倒、負傷した。

停車中の車の横を走り抜ける際、急に開いたドアに接触し転倒、負傷した。

走行中、前輪にゴミがひっかかり、急ブレーキ状態で転倒、負傷した。

砂利道でスリップして転倒、負傷した。

- 日本国内において、自転車（※）に乗っていないときの運行中の自転車との衝突・接触事故によるケガ

（例）横断歩道を歩行中、信号を無視して直進してきた自転車にはねられ、負傷した。

歩道を歩行中、後ろから脇見運転の自転車が衝突、負傷した。

### 【賠償責任の場合】

- 日本国内において、自転車（※）の所有、使用または管理に起因して、他人の財物を壊したり、ケガをさせたため法律上の損害賠償責任を負った場合

（例）走行中、脇見運転をし、前を歩いていた歩行者に衝突、負傷させた。

左折しようとしていた車に気づき、急ブレーキをかけたが追突、車体が一部損傷した。

（※）自転車とは、「ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（レーンにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。）およびその付属品（積載物を含みます。）をいいます。

## ○支払われる保険金の種類および保険金の額

### 【死亡保険金】（死亡・後遺障害保険金額：1000万円）

自転車事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額（※）が支払われます。ただし、すでに後遺障害保険金が支払われている場合は、その金額を差し引いて支払われます。

（※）死亡保険金・後遺障害保険金は、合計して保険期間を通じて死亡・後遺障害の保険金を限度とします。

### 【後遺障害保険金】（死亡・後遺障害保険金額：1000万円）

自転車事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%～100%が支払われます。

### 【入院保険金】（入院保険金日額：1万円）

自転車事故によるケガのため、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院（入院に準じた状態を含みます。）し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき、入院保険金日額が支払われます。

### 【賠償責任保険金】（賠償責任保険金額：1億円）

被保険者が、自転車の所有、使用または管理に起因して、他人の身体に障害を負わせたり他人の財物に損害を与えたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合、被保険者の負担する損害賠償金および費用（応急手当・護送費用・訴訟費用など）の合計金額が支払われます。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を

限度とします。

## ○保険金が支払われない場合

### 【死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金】

- ① 被保険者の故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故（ただし、保険金が支払われないのはその被保険者が被った傷害に限ります。）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故
- ③ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）などによる事故
- ④ 自転車による競技・興行（練習を含みます。）のため、またはそれらに準ずる方法・態様により自転車に搭乗している間（道路上で自転車に搭乗している間は除きます。）の事故（ただし、保険金が支払われないのはその被保険者が被った傷害に限ります。）
- ⑤ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの など

### 【賠償責任保険金】

- ① 故意による損害
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った損害
- ③ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）などによる損害賠償責任
- ④ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者と同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者の心身喪失に起因する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 など

## ○事故時の対応

### 【事故に遭った時（被害者になった場合）】

1. 小さな事故であっても、必ず警察官に来てもらって調書を書いてもらう。

(※) 後日、なるべく早く「自動車安全運転センター」に依頼して「交通事故証明書」を発行してもらうこと。保険金を請求する場合は「交通事故証明書」が必要になります。

2. 軽い怪我の場合でも、必ず医師の診断を受ける。

(※) 自覚症状がない場合でも、念のため医師の診断を受けること。

3. 事故の相手（加害者）を十分に確認する。

(※) 相手の名前、住所、連絡先、勤務先、車の登録ナンバーなどを控える。また、相手の運転免許証や自動車検査証、保険などの証明書を見せてもらい、免許証番号や保険番号などを控える。

4. すみやかに保険会社（損保ジャパン）または取扱代理店（サルベイションアクト）に電話で通知するとともに、下記の事項を連絡する。

- ① 証券番号、保険金額
- ② 氏名、住所、職業
- ③ 事故が起きた日時、場所
- ④ 事故の原因、状況
- ⑤ 傷害の程度
- ⑥ 他の保険契約等の有無

(※) 事故の日より 30 日以内に連絡して下さい。この手続きをしないと、保険金が支払われない場合があります。

(※) その後の手続き（保険金の請求方法・提出書類等）については保険会社から案内があります。

### 【事故を起こした時（加害者になった場合）】

1. 負傷者がいる場合は、「負傷者の救護」、「119 番通報」、「負傷者の安全確保」に努める。

(※) 負傷者がいる場合は、救護を最優先し、必要があれば救急車を呼ぶとともに、負傷者の安全を確保する。

2. 小さな事故であっても、必ず警察官に来てもらって調書を書いて届け出をしてもらう。

(※) 後日、なるべく早く「自動車安全運転センター」に依頼して「交通事故証明書」を発行してもらうこと。保険金を請求する場合は「交通事故証明書」が必要になります。

3. 事故の相手（被害者）を十分に確認する。

(※) 被害者の名前、住所、連絡先、勤務先などを控えておき、自分の名前や連絡先などを伝える。

4. すみやかに保険会社（損保ジャパン）または取扱代理店（サルベイションアクト）に電話で通知するとともに、下記の事項を連絡する。

- ① 証券番号、保険金額
- ② 氏名、住所、職業
- ③ 事故が起きた日時、場所
- ④ 事故の原因、状況
- ⑤ 傷害の程度
- ⑥ 他の保険契約等の有無

(※) 事故の日より 30 日以内に連絡して下さい。この手続きをしないと、保険金が支払われない場合があります。

(※) その後の手続き（保険金の請求方法・提出書類等）については保険会社から案内があります。

5. 被害者への「お見舞い」や「お詫び」をする。

### ○注意事項・禁止事項

● 自転車を利用する場合は、道路交通法やその他法令を遵守して下さい。

※ 決められた場所を通行しなければならない。

※ 信号を守らなければならない。

※ 安全運転に努めなければならない。

※ 夜間はライトを点灯させなければならない。

※ 飲酒運転をしてはならない。

※ 二人乗りをしてはならない。

※ 二台以上並んで走ってはならない。

※ 携帯電話を操作しながら走ってはならない。

※ ヘッドホンをしたまま走ってはならない。 など

● 事故の大小、怪我・被害の程度に関わらず、必ず警察官に調書を書いてもらうようにして下さい。調書を書いてもらわないと、保険金を請求する場合に必要となる「交通事故証明書」が発行されません。

● 事故に遭った時・事故を起こした時は、必ず保険会社または取扱代理店に連絡し、保険会社担当者と相談した上で事故後の対応（示談・和解・調停・仲裁・裁判等）を決めるようにして下さい。保険会社に連絡せず、個人の判断で事故後の対応を決め、その手続きを進めてしまうと、保険金が支払われない場合があります。

● 事故であるかのように見せかける、当該保険加入者同士で共謀して事故を装う等により、保険金を請求する行為は絶対にしないで下さい。保険金を受け取る資格がないにもかかわらず、その資格があるように偽り、保険金の支払いを受ける行為は、犯罪です（刑法 246 条 1 項、2 項 詐欺罪 10 年以下の懲役）。もし、そのような行為が発覚した場合には、警察及び保険会社に通報し、当法人が有する情報の提供等を行います。また、

当該行為によって当法人に損害が生じた場合には、その損害の賠償を請求します。

## ○連絡先・お問い合わせ先

### 【事故に遭った場合・事故を起こした場合の連絡先】

- (株)損保ジャパン（保険会社）《平日／9時から17時まで》

TEL 06-6227-4471

- (株)損保ジャパン（保険会社）《土曜・日曜・祝日／終日 平日夜間／17時から翌9時まで》

フリーダイヤル 0120-727-110

- (株)サルベイションアクト 大阪支社（取扱代理店）

TEL 06-6363-1333

### 【交通事故証明書の申請について】

- 自動車安全運転センターホームページ（インターネット申請も可能）

HPアドレス <http://www.jsdc.or.jp/index.html>

### 【保険金の請求から受け取りまでの流れについて】

- 日本損害保険協会ホームページ／保険金の請求から受け取りまでの手引（PDF ファイル）

HPアドレス <http://www.sonpo.or.jp/useful/flow/>

### 【当保険・当法人についてのお問い合わせ】

- 特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT 事務局

メールアドレス [jimukyoku@npokepleft.com](mailto:jimukyoku@npokepleft.com)

### 【当法人への入会の申し込み】

- 特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT ホームページ

HPアドレス <http://www.npokepleft.com>

〔保険会社〕

東京都新宿区西新宿1丁目26番1号

株式会社 損保ジャパン

〔取扱代理店〕

大阪府大阪市北区西天満3丁目6番28号 オクタス西天満ビル1階

株式会社 サルベイションアクト

〔保険契約者〕

大阪府守口市大門町5番10号 株式会社富士商会内

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT

理事長 佐原 純一郎（サハラ ジュンイチロウ）

※ 本冊子に記載されている内容は、2009年9月30日現在のものです。都合により変更等する場合がございますので、あらかじめご了承下さい。なお、本冊子および記載内容は、2010年10月1日まで有効。